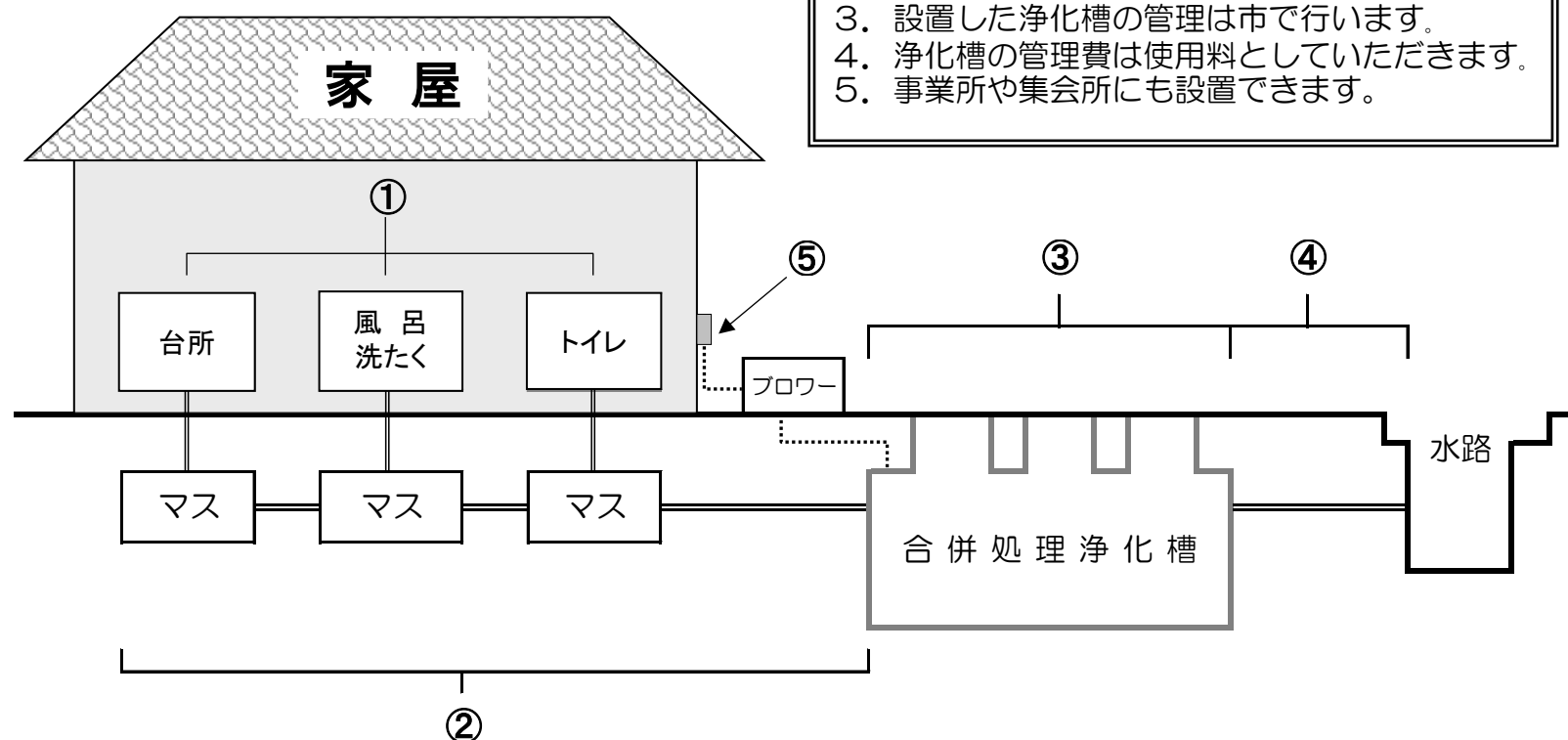


糸魚川市浄化槽事業

(1)事業の概要

主な事業の内容

側面図



1. 市で浄化槽を設置します。
2. 設置費用の一部を負担していただきます。
3. 設置した浄化槽の管理は市で行います。
4. 浄化槽の管理費は使用料としていただきます。
5. 事業所や集会所にも設置できます。

○浄化槽設置時における工事の費用負担区分

工 事 内 容	個人負担	市負担	備 考
① 建物の新築、増改築工事	○		トイレの改造費用等
② 排水設備工事	○		建物の中から浄化槽までの工事
③ 浄化槽設置工事	△ ※一部負担あり	○	ブロワーの設置工事を含む
④ 放流管工事	△ ※一部負担あり	○	浄化槽から水路までの工事
⑤ 屋外電気工事	○		ブロワー用のコンセント設置工事

○個人の負担となる主な費用

- (1) 設置者の都合により、市が指定する浄化槽設置位置等を変更した場合における次の費用
 - ・浄化槽設置時に支障となる物件の撤去・移転等にかかる費用（石積み、植木、庭石、埋設物等）
 - ・放流先の変更に伴い放流管を延長する費用
- (2) 浄化槽の上に大型車など重量物が載る場合の特殊工事費用
- (3) 単独浄化槽を入れ替える場合の、浄化槽のくみ取り・清掃、処分にかかる費用
- (4) その他標準的な工事以外にかかる費用

(2)浄化槽設置費の分担金

◎分担金は浄化槽本体の設置費と放流先水路までの工事にかかる費用の一部を負担していただくものです。

◎家の中から浄化槽までの配管工事やトイレ等の改造工事は全額個人負担となります。

◎分担金は3年間(12回)の分割払いができます。

◎集会所等分担金が一部減免となる場合があります。(下表のとおり)

浄化槽の大きさ	法律による区分	世帯人数の目安	分担金の額
5人槽	住宅面積が130㎡(約39坪)未満	世帯人員が3人以下	18万円
7人槽	住宅面積が130㎡(約39坪)以上	世帯人員が4～5人	
10人槽	2世帯住宅、大家族住宅	世帯人員が6人以上	24万円
11人槽以上	集会所、事業所、店舗、共同住宅など		別に定める額 (工事費の15%程度)

主な減免の内容

◆生活保護世帯	100%	◆公園、児童遊園等	100%
◆公民館、集会所、体育館等	75%	◆神社、寺院等	50%
◆養護施設、老人ホーム、保育所等	75%		

(3)浄化槽の管理

浄化槽を正常に機能させるために、定期的な管理が法律で義務づけられています。

市で設置した浄化槽は、市が管理業者へ管理を委託し、使用者の方から使用料をいただくことで維持管理を行います。

市が行う管理

- ・保守点検
- ・法定検査
- ・清掃
- ・浄化槽及びブロワの修繕 等

使用者の方に負担いただくもの

- ・ブロワ稼働のための電気料
- ・使用者の故意または過失により破損した場合の修繕費用 等



(4)浄化槽使用料

- 基本的には水道使用量によって、浄化槽使用料金を毎月いただきます。
- 使用料金の徴収事務はガス水道局が行います。
- 水道使用量が不明な場合など、状況に応じて次の方法で料金をいただきます。

① 水道メーターが設置され毎月検針している場合

浄化槽使用料金表(消費税等込み)

基本料金		超過料金(1㎡あたり)	
使用水量	金額	使用水量	金額
10㎡ まで	1,695.1円	11～30㎡	177.1円
		31～50㎡	194.7円
		51～100㎡	205.7円
		101㎡ 以上	216.7円

合計額に1円未満の端数が出た場合は切捨て

【計算例】

※ 月25㎡の汚水を排除した場合

①基本料金(10㎡まで) = 1,695.1円

②超過料金(11～30㎡)

177.1円 × 15㎡ = 2,656.5円

計 (①+②) 4,351.6円

使用料

4,351円

(うち消費税相当額 395円)

② 水道メーターはあるが、毎月検針していない場合

- 前年度1年間の使用量から1か月分の使用量を算定し、1年間同じ料金をいただきます。
(料金の算定は、毎年4月または新規加入時に算定します。)

③ 水道メーターがなく、使用水量が分からない場合(井戸を含む)

- 一般家庭については世帯人員による認定水量により、使用料金をいただきます
- その他、事業所や集会所等については、維持管理費相当料金を基本として市長が定める使用料金をいただきます。

世帯人員水量基準(月あたり)

区 分	使用料
1人当たり	8㎡
未就学児	4㎡

- 世帯人員数は、毎年4月1日において住民基本台帳に記録されている方の人数で認定します。
- その後の異動については、申告により変更することができます。

④ 水道と井戸水を併用している場合

- ①、②の場合の水道メーターにより算出した使用水量に、1人以上当たり3㎡、未就学児については、1人当たり2㎡を加えたものを使用料金としていただきます。
- その他、事業所や集会所等については、状況に応じて別に定めます。

糸魚川市浄化槽使用料のお知らせ

※令和7年4月使用分(5月検針分)以降の使用料についてお知らせします。

◎浄化槽使用料単価表(消費税込み)

〈計算例〉

使用料＝基本料金＋超過料金

基本料金		超過料金	
使用水量	料金	使用水量	料 金
10m ³ まで	1,695.1円	11～30m ³	177.1円
		31～50m ³	194.7円
		51～100m ³	205.7円
		101m ³ 以上	216.7円

◎月25m³の汚水を排除した場合

・基本料金 10m³まで 1,695.1円

・超過料金 11m³から30m³以下

177.1円×15m³＝ 2,656.5円

合計 4,351.6円

※合計額の1円未満の額は切り捨てます。

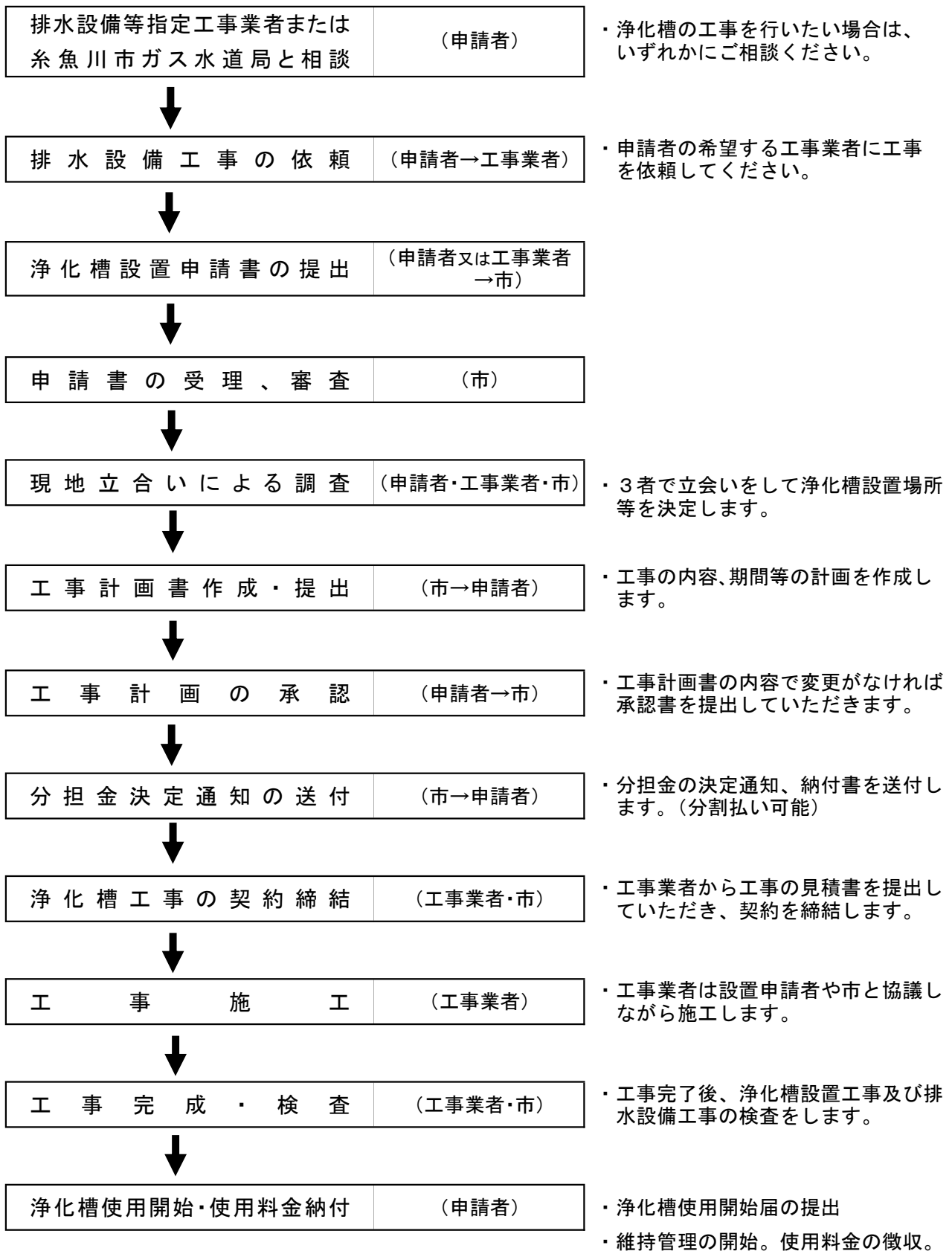
・使用料金 4,351円

(うち消費税相当額 395円)

◎浄化槽使用料早見表(消費税込み)

使用水量 (m ³)	金額(円)	使用水量 (m ³)	金額(円)	使用水量 (m ³)	金額(円)	使用水量 (m ³)	金額(円)
0～10	1,695	33	5,821	56	10,365	79	15,096
11	1,872	34	6,015	57	10,571	80	15,302
12	2,049	35	6,210	58	10,776	81	15,507
13	2,226	36	6,405	59	10,982	82	15,713
14	2,403	37	6,600	60	11,188	83	15,919
15	2,580	38	6,794	61	11,393	84	16,124
16	2,757	39	6,989	62	11,599	85	16,330
17	2,934	40	7,184	63	11,805	86	16,536
18	3,111	41	7,378	64	12,010	87	16,742
19	3,289	42	7,573	65	12,216	88	16,947
20	3,466	43	7,768	66	12,422	89	17,153
21	3,643	44	7,962	67	12,628	90	17,359
22	3,820	45	8,157	68	12,833	91	17,564
23	3,997	46	8,352	69	13,039	92	17,770
24	4,174	47	8,547	70	13,245	93	17,976
25	4,351	48	8,741	71	13,450	94	18,181
26	4,528	49	8,936	72	13,656	95	18,387
27	4,705	50	9,131	73	13,862	96	18,593
28	4,882	51	9,336	74	14,067	97	18,799
29	5,060	52	9,542	75	14,273	98	19,004
30	5,237	53	9,748	76	14,479	99	19,210
31	5,431	54	9,953	77	14,685	100	19,416
32	5,626	55	10,159	78	14,890	101	19,632

(5)浄化槽を使用開始するまでの流れ



浄化槽は大切に使いましょう！

～ 市からのお願い ～

浄化槽は水道や電気と同様に、生活をしていく上で重要な役割を果たす市民一人ひとりの大切な財産です。

糸魚川の川や海が、いつの時代までもきれいであり続けるために、浄化槽を正しく使って、住み良いまちにしていきたいと思います。



台所に油は流さないで！



排水口に油を流すと排水管の中で固まって「つまり」や「悪臭」の原因になります。

排水管を長持ちさせるためにも、油は流さないで、廃食用油の拠点回収にご協力ください。

野菜くずやゴミも流さないで！



台所から出る残飯や野菜くずも排水管がつまる原因になります。

台所では三角コーナーなどを使用し、ろ紙袋などの水切りゴミ袋をかぶせて使いましょう。

水に溶けないものはトイレに流さないで！



トイレには水に溶けにくいティッシュや新聞紙、オムツなどを流さないでください。

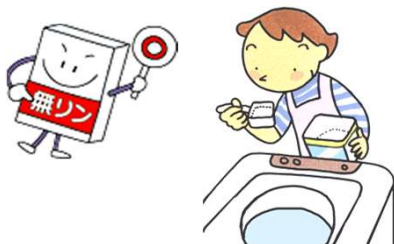
トイレがつまるのはもちろん、排水管などがつまってしまう原因になります。

まずは定期的に点検や清掃をしましょう！



ますや排水管は土やゴミなどでつまることがあります。ゴムホースなどでじゃぶじゃぶと流すだけでもかなり違うので、定期的な点検・清掃を心がけましょう。

洗剤は適量で！



洗たくの時の洗剤、石けんなどはリンを含まないものを使って、決められた量をはかって使いましょう。

浄化槽 に関するお問い合わせは・・・

糸魚川市 **ガス水道局 下水道管理係** へ

糸魚川市一の宮1丁目3番5号

☎ 552-1511



糸魚川市浄化槽事業

合併処理浄化槽の使用にあたってのお願い

- ① 浄化槽の維持管理は、市が責任を持って行います。

「浄化槽の設置及び管理に関する覚書」をご確認ください。

- ② 浄化槽の正常な運転を保つためには定期的な維持管理が必要です。

市は浄化槽管理業者へ保守点検、清掃等を委託して管理を行いますが、お留守の場合でも作業を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

※浄化槽の上部には、車や動かしづらい重いもの等を置かないでください。

- ③ 異常音やひどい臭気など気になることがありましたら、市または管理業者へご連絡ください。

- ④ 使用者の名義が変わる場合、転居等により浄化槽を使用しなくなる場合は、市へご連絡ください。

糸魚川市ガス水道局 下水道管理係

糸魚川市一の宮1丁目3番5号

TEL: 025-552-1540